

三陸臨海教育研究センター教育研究、体育施設等利用細則

平成27年 8月 1日 制定

(目的)

第1条 この細則は、北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター（以下「センター」という。）の教育研究、体育施設及び付随する機器・備品の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 利用対象者は、センター利用規程の定めによるほか、次の通りとする。

- (1) 共同研究ラボ(2号館402室)の利用にあつては、北里大学寄附講座に関する規程、共同研究規程または受託研究規程に基づき契約を締結した者に限る。
- (2) 講義室、実習室及び体育施設は、一般市民の生涯学習や健康増進に資する目的で利用することができる。

(利用可能日及び時間)

第3条 講義室、実習室及び体育施設の利用は原則として事務室の開室日(平日及び土曜日)とする。

2 講義室、実習室の利用時間は、原則として9時から17時までとする。

3 体育施設の利用時間は、原則として9時から21時までとする。

(利用の申請及び許可)

第4条 利用希望者は、地域・大学共同運営ラボ(1号館2階)、共同研究ラボ(2号館402室)等については利用開始日の6週間前までに、講義室、実習室及び体育施設については10日前までに、「センター施設利用許可願」(別紙様式1-1または1-4)に必要事項を記入してセンター長(受付窓口は海洋生命科学部事務室)に提出し、その許可を得なければならない。

2 センター長は、利用許可願の提出があつたときは、審査を行い、利用の可否を決定する。

3 センター長は、前項の規定による利用を許可したときは施設利用許可書(別紙様式2-1または2-4)を申請者に交付するものとする。条件等を付す場合はその旨を明記する。また、不許可である場合はその旨を通知する。

(利用期間)

第5条 共同研究ラボ、地域・大学共同運営ラボを利用できる期間は、許可された利用期間の始期の属する年度内とする。

ただし、必要と認めたときは、年度を超えて許可することができる。

(地域・大学共同運営ラボ利用における活動報告書)

第6条 地域・大学共同運営ラボ利用者は、当該年度の活動状況について、利用終了後速やかにセンター長に活動報告書(別紙様式3)を提出するものとする。

(利用料)

第7条 利用者は、別に定める利用料を指定された期日までに支払わなければならない。

2 センター長が事前協議において適当と認めるときは、利用料を分納、減額または免除することができる。

3 既納の利用料は、原則として返還しない。

(費用の負担)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 研究機器・備品の搬入及び撤去に要する費用

(2) 廃棄物、廃液等の保管及び処理に要する費用その他環境衛生の維持に要する費用

(3) その他、利用者が負担すべき費用

2 前項にかかわらず、センター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(事務)

第9条 申請、許可等に関する事務は、北里大学海洋生命科学部事務室が行う。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、利用に関して必要な事項は、別に定める。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、センター運営委員会の議を経て、海洋生命科学部拡大教授会が決定する。

附 則

この細則は、平成27年 8月 1日より施行する。